

## 1. めざす姿

- ①命を大切にします。
- ②人や物を大切にします。
- ③自分で考えて、決めて行動します。

## 2. 学校生活について

### (1) 服装

- ①制服  
学校内外の学習活動および登下校（休みの日も同じ）のときには、制服を着用する。  
※ 入学式・卒業式のときは、上着・白の靴下を着用する。

- ②体操服  
半袖・長袖の体操シャツ、ハーフパンツ

### (2) 持ち物

- ①学習用具  
学習に集中できるものを使用する。
- ②不要な物  
授業に関係ないもの・不要なお金・携帯電話は持ってこない。

### (3) 通学・学校生活

- ①決められた時刻・場所に集合し、並んで登校する。（8時15分までに）
- ②欠席の場合は、必ず連絡してもらおう。  
（連絡帳に欠席の理由を書き、連絡袋に入れ、近所の子に持たせる。急な場合のみ、電話で連絡する。登校班へも連絡する。）

- ③学校に来たら、忘れ物があっても取りに帰らない。

- ④下校時は、寄り道をしない。



- ⑤放課後、学校へ来たとき  
・学校に忘れ物を取りに来た場合は、職員室に連絡をしてから入る。帰るときも、報告をしてから帰る。  
・運動場では、飲食をしない。

- ⑥校内での過ごし方  
・ベランダには出ない。  
・運動場で、ボールけりはしない。  
・校舎や体育館の周りで遊ばない。  
・人に迷惑をかけることや、危険な遊びはしない。

### (4) 校外生活

- ①帰宅時刻を守る。  
・4月～9月 18：00までに帰宅  
・10月～3月 17：00までに帰宅
- ②学区外には、保護者と一緒に行く。
- ③お金を使うときには、保護者と話をします。
- ④交通事故・盗難・恐喝等の被害にあった場合は、速やかに学校、警察などに連絡する。
- ⑤人に迷惑をかけることや、危険な遊びはしない。
- ⑥自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶる。

※ 1年生は、公道で自転車に乗らない。

### みのみしょうがっこう 水呑小学校のきまりについて

昨年度、水呑小学校のみなさんの中で、「きまりだから」「先生や親に怒られるから」という理由で行動している人の姿が見られ、「何のためにきまりがあるのか？」を考えて行動できていない人がいることが分かりました。

そこで、みなさんが「考えて行動できるようにすること」「安心・安全に過ごせるようにすること」を一番に考えて、先生達で今までのきまりの内容を見直しています。

みなさんがきまりを実行していく中で、「このきまりでいいのかな？」と思うことがあれば、みんなで話し合っ、きまりを見直していきましょう！

# 生徒指導の基本方針

福山市立水呑小学校

## 第1条 いじめについて (いじめは絶対許さない)

＜実態把握＞

- ① 全教職員での日頃の情報共有（ちょっかい、からかい、人間関係等）
- ② アンケート・面談の実施（年3回以上）
- ③ 相談窓口の設置

＜対応及び指導＞

- ① 被害者の立場に立って解決を図る。
- ② 双方から事情を聞いて事実確認をする。
- ③ 組織を立ち上げる。場合によっては教育委員会等と連携を図る。
- ③ 保護者を呼んで、説明する。
- ④ 双方の保護者・児童も交えて事実確認及び指導を行う。
- ⑤ その後の双方の児童の様子を保護者に伝えながら継続的に観察していく。

## 第3条 校外における法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要と判断した行為について

- (1) 公共物破損・落書き
- (2) 飲酒・喫煙および準備行為（購入・所持）
- (3) 窃盗，万引，物を隠す
- (4) 家出および深夜徘徊
- (5) 交通違反（二人乗り，自転車違反等）
- (6) 金品強要，個人間物品売買

＜指導＞

- ① 担任・生徒指導主事等が，該当児童から事情を聞き指導する。
- ② 保護者に連絡し，家庭で指導してもらう。状況によっては，保護者が弁償する。
- ③ 社会的に許されない行為の場合は，警察等他機関と連携する。

## 第2条 校内における行為について

- 1 不要物持参（携帯電話，危険物や授業の妨げになるもの）服装規定違反（著しい場合，度重なる場合）

＜指導＞

- ① 担任・生徒指導主事等が該当児童から事情を聞き指導する。
- ② 保護者に連絡し，家庭でも話し合う。
- ③ 度重なる場合は，再度指導する。

不要物は没収し，学校で一定期間保管した後，保護者に返却する。

- 2 立ち歩くなどの授業妨害（指導に従わない，暴言など担任が説諭しても授業妨害が続く場合）

＜指導＞

- ① 保護者を学校に呼んで説明し，家庭と共に児童を指導する。
- ② 発達障害等の要因による場合は他機関と連携する。

- 3 暴力行為（対教師・児童間等，器物破壊）

＜指導＞

- ① 保護者を学校に呼んで説明し，家庭と共に児童を指導する。
- ② 器物破損については，弁償を基本とする。
- ② 悪質な場合は，警察等他機関との連携をする。